

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第4号

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例(昭和53年条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲	第1種電柱	1本につ き1年	480円	法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲	第1種電柱	1本につ き1年	670円
	第2種電柱		730円		第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		990円		第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		430円		第1種電話柱		600円
	第2種電話柱		680円		第2種電話柱		960円
	第3種電話柱		940円		第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		43円		その他の柱類		60円
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1 メー	4円		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1 メー	6円
	地下に設ける電線そ の他の線類	トル につ	3円		地下に設ける電線そ の他の線類	トル につ	4円

現行				改正案			
げ る 工 作 物		き1年			き1年		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	360円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850円	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円	
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円	法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル		54円

現行					改正案					
第2号に掲げる物件	未満のもの				第2号に掲げる物件	未満のもの				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			51円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			77円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360円	
	外径が1メートル以上のもの			510円		外径が1メートル以上のもの			720円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	960円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	9円	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	12円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	960円	

現行				改正案					
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430円</u>		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>600円</u>
		地下に設けるもの		<u>260円</u>			地下に設けるもの		<u>360円</u>
	その他のもの			<u>850円</u>		その他のもの			<u>1,200円</u>
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>		法第32条第1項第4号		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
法第32条第1項第6号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>9円</u>	法第32条第1項第6号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき	<u>87円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき	<u>190円</u>

現行					改正案				
る施設			き1月		る施設			き1月	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>	政令第7条第1号に掲げる物件
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>	
	標識		1本につき1年	<u>680円</u>	標識		1本につき1年	<u>960円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日のその他催し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9円</u>	旗ざお	祭礼、縁日のその他催し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>19円</u>	
その他のもの		1本につき1月	<u>87円</u>	その他のもの		1本につき1月	<u>190円</u>		

現行				改正案			
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9円</u>	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>19円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>190円</u>
アーチ	車道を断るもの	1基につき1月	<u>870円</u>	アーチ	車道を断るもの	1基につき1月	<u>1,900円</u>
	その他のもの		<u>430円</u>		その他のもの		<u>950円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方	<u>87円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方	<u>190円</u>

現行				改正案			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		メー トル につ き1月	<u>85円</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		メー トル につ き1月	<u>120円</u>
政 令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	近傍類似の土地の時に <u>0.019</u> を 乗じて 得た額	政 令 第 7 条 第 11 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	近傍類似の土地の時に <u>0.017</u> を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時に <u>0.022</u> を 乗じて 得た額		上空に設けるもの		近傍類似の土地の時に <u>0.024</u> を 乗じて 得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時に <u>0.031</u> を 乗じて 得た額		その他のもの		近傍類似の土地の時に <u>0.034</u> を 乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.025</u> を 乗じて 得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時に <u>0.026</u> を 乗じて 得た額
備考 (略)				備考 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。